

(傍線部分は改正部分)

トの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 (略)

3 前項の規定は、車両系建設機械（令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、前項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

トの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの

ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者

二 (略)

3 前項の規定は、車両系建設機械（令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

6 第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第五十四条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場合において、同項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替えるものとする。

7 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有するもの

格を有する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フオークリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十
三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。
8 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床
の高さが二メートル以上の高所作業車に係る法第五十四条の四第
一項の厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。
この場合において、第二項第一号中「フオーカリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メー
トル以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(登録基準)	(登録基準)	(登録基準)	(登録基準)	(登録基準)	(登録基準)
第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 (略) 二 檢査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であるこ と。 イ (略)					

する者について準用する。この場合において、第二項第一号中「フオーカリフト」とあるのは、「令第十三条第三項第三十三号に掲げる不整地運搬車」と読み替えるものとする。
8 第二項の規定は、令第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床
の高さが二メートル以上の高所作業車に係る法第五十四条の四の
厚生労働省令で定める資格を有する者について準用する。この場
合において、第二項第一号中「フオーカリフト」とあるのは、「令
第十三条第三項第三十四号に掲げる作業床の高さが二メートル
以上の高所作業車」と読み替えるものとする。

口 フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中

「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るもの）の講師については、(1)から(5)までのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ ハ (チ) (略)

2 三・四 (略)

(登録の更新に係る準用)

第二十二条 前条の規定は、法第七十七条第五項の登録の更新について準用する。

(計画の記載事項)

第二十三条の五 法第七十七条第七項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

口 フォークリフト検査員研修の講師については、イの規定中

「動力プレス」とあるのを「フォークリフト」と、「第十九条の二十二第一項」とあるのを「第十九条の二十二第二項」と読み替えた場合に、イ中(1)から(4)まで（前号イの学科研修のうち関係法令に係るもの）の講師については、(1)からのいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

ハ ハ (チ) (略)

2 三・四 (略)

(登録の更新に係る準用)

第二十二条 前条の規定は、法第七十七条第四項の登録の更新について準用する。

(計画の記載事項)

第二十三条の五 法第七十七条第六項の技能講習又は教習の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)